

GNSS 機器運用基準（案）

（適用）

第1条 このGNSS 機器運用基準（以下「本基準」という。）は、道路除排雪業務（以下「当該業務」という。）において総価契約方式により積算を行う場合について適用する。

（GNSS 機器）

第2条 GNSS 機器は、当該業務に係る除雪機械の稼働記録に用いる衛星測位受信機をいう。

2 当該業務に用いるGNSS 機器は、ロガー、スマートフォン又はトラッカーとする。

（対象除雪機械）

第3条 対象とする除雪機械は、原則として当該業務で契約する全ての除雪機械とする。

2 GNSS 機器の使用が困難な場合は、発注者と協議の上、やむを得ないと認められたときは対象外とすることができる。

3 前項の規定により対象外とした機械については、稼働記録に要する費用は受注者の負担とする。

（GNSS 機器の手配）

第4条 GNSS 機器の手配は、原則として発注者を經由して実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、借上機械に係るGNSS 機器については、受注者が自ら手配することを妨げない。

3 受注者が独自に調達したGNSS 機器を使用する場合は、事前に監督職員の承認を受けなければならない。

（費用負担）

第5条 システム利用に係るライセンス料は、発注者の負担とする。

2 貸与機械に設置するGNSS 機器のレンタル費（又は購入費）及び通信費は、発注者の負担とする。

3 借上機械に係るGNSS 機器の設置、通信及び運用に要する費用は受注者の負担とする。

（設計計上）

第6条 前条第1項及び第2項に規定するライセンス料、貸与機械に設置するGNSS 機器のレンタル（又は購入費）及び通信費については、設計計上の対象とする。

2 前項により設計計上した費用については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の算定対象としない。

（その他）

第7条 本基準に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。